

EMS用機器等システム設置助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー等の「EMS用機器等システム」(以下「システム」という。)を導入する際、代金の一部を助成することとし、運行データをコンピュータで分析し安全運行や省燃費等運行管理をサポートすることで事故防止対策の推進に努めることを目的とする。

(助成対象期間)

第2条 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、システム1台につき5万円とし、1事業所あたり1台を限度とする。

2 1事業者に対する交付額は、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号のEMS用機器等システム設置実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

(1) 請求書

(2) 領収書等の写し(リースの場合は、リース契約書)

(助成金の交付)

第5条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第6条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入したシステムを管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となったシステムが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該システムに係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該システムが使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第7条 交付対象となったシステムが、導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第8条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。